中山間地域における在宅サービスの強化

政策提言先 厚生労働省

政策提言の要旨

中山間地域などの条件不利地域においても、必要な介護サービスが十分提供されるための助成制度の創設を提言します。

【政策提言の具体的内容】

中山間地域など非効率な地域でも在宅介護サービスが十分に提供されるためには、現行の特別地域加算に加え、事業所から遠隔地へのサービス提供でも赤字とならないよう、事業者に対し訪問・送迎に要する時間や利用者数に応じた介護報酬の加算又は助成制度の創設が必要です。

また、この際、利用者の自己負担や介護保険料が上昇しないよう配慮すべきです。

【政策提言の理由】

第5期介護保険事業計画は、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組のスタートと 位置づけられています。

また、今般の社会保障・税一体改革の議論においても、地域包括ケアシステムの一つの方向性として、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指すため、在宅サービスの強化が掲げられています。

一方、中山間地域における介護サービスの提供は、介護報酬に特別地域加算が設けられているものの、事業所から遠隔地へのサービス提供や利用者が特に少ない地域では、効率性や採算面で課題があることから、必要なサービスが十分行き届いておらず、介護を必要とする高齢者は厳しい状況におかれています。

今後、高齢化が急速に進む我が国において、高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、どのような地域でも地域包括ケアシステムが実現するよう、介護サービス事業の採算性が確保され、必要なサービスが受けられる仕組みの構築が必要です。

また、現行の特別地域加算は、介護報酬に加算する仕組みとなっていることから、利用者の自己負担や保険料の増加を招いており、同じサービスを受けているにもかかわらず、地域によって負担に格差が生じるといった課題があるため、新たな助成制度の構築に際しては、このことについての配慮も必要となります。

全国より10年高齢化が先行している当県では、必要なサービスが中山間地域等でも行き届くよう、訪問・送迎に要する時間や地域の利用者数に応じた独自の助成制度を平成23年度から開始し、その結果、助成を受けた訪問看護ステーションが遠方の市町村へ新規参入したり、通所介護の営業日を拡大するなどサービス面で一定の成果が生まれています。

【高知県担当課】地域福祉部高齢者福祉課